

移動火葬車を使用して堺市内で火葬を行うまでの手続きの流れ

① 事前相談

移動火葬車を使用して堺市内で火葬を行う予定の事業者の方は、**事前に**生活衛生課にご相談ください。
手続きの流れを説明するとともに、チェックリストを配布し、火葬設備の能力等の適合性を判断する関係課を案内します。

②「移動火葬業開始届出書」を提出

①～②の手続きが完了した段階で、移動火葬車を使用して堺市内で火葬を行うことができます。